

令和5年2月

第2回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1 番	柳下 浩一朗	2 番	小川 充
3 番	染谷 文夫	4 番	櫻井 守
5 番	雨貝 洋子	6 番	白石 悟
7 番	對崎 徳男	8 番	大野 博司
9 番	石島 繁	10 番	加園 秀信
11 番	吉田 新一	12 番	青木 道子
13 番	飯岡 勉	14 番	本橋 文男
15 番	野堀 良夫	16 番	飯島 孝一
17 番	遠藤 道夫	19 番	飯野 和男
20 番	市村 元則	21 番	蛭原 昇
22 番	坂入 誠		

欠席委員

18 番 鮎川 満雄

出席農業委員会事務局職員

農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	藤井 雄平
農業行政課	主 事	塚原 惇司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可について

- | | | |
|-------|----------|---|
| | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| | 議案第 5 号 | 現況証明の発行可否について |
| | 議案第 6 号 | 農地改良協議に対する同意について |
| | 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第 8 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| | 議案第 9 号 | 非農地の決定について |
| | 議案第 10 号 | つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| | 議案第 11 号 | 市民農園区域の決定について |
| | 議案第 12 号 | つくば市農業委員会委員の辞任に対する同意について |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 4 号 | 農地法第 4 条制限除外の農地の移動届について |
| | 報告第 5 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| | 報告第 6 号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について |
| | 報告第 7 号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について |
| | 報告第 8 号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| | 報告第 9 号 | 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について |

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（天貝課長）

それでは、定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。

本日は、事務局長のほう都合により欠席してございますので、代わりまして進行のほうを務めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、令和 5 年第 2 回総会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。今日は、寒い中、足元の悪い中、御苦勞様です。

令和5年の第2回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

また、コロナ等も大分少なくなって、来月あたりからはマスクを外しての会議ができるような話も出ていますけれども、その辺は各個人の判断だと思いますが、その辺も含めて御対応をお願いしたいと思います。

今日は御苦勞様です。

事務局（天貝課長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条によりまして会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は飯野会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第2回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、事前に、鮎川満雄委員より欠席届が提出されておりますので、報告させていただきます。

本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和5年第2回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席17番遠藤道夫委員、議席20番市村元則委員をお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長をお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第２、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、水稻・野菜・芝を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る２月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号３番については、水稻、野菜を作付している農家で、耕作利便のため交換するものです。

提出番号４番については、水稻、野菜を作付している農家で、耕作利便のため交換するものです。

提出番号５番については、主に野菜を作付している農家で、耕作利便のため申請地を取得するものです。

提出番号６番については、主に野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号7番、8番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請者は、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号2番から8番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る2月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、新規就農のため申請されたもので、申請地には水稻・野菜を作付する予定です。

提出番号10番については、申請人は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号11番については、農業委員会による農地再生チャレンジ事業のイベント用地として、令和5年7月31日まで使用するため借り受けるものです。

以上のことから、提出番号11番については、農地法施行令第2条第1項の不許可の例外に該当するため、また、提出番号9番、10番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る2月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号12番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には水稻、野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号12番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１３番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１４番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１５番については、県外に本店を置く法人で、解除条件つきで農地を借り受けるものです。申請地には、育苗を目的とした桐と果樹を作付する予定で、農機具等については、取得済みとなっております。

以上のことから、提出番号１３番、１４番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、また、提出番号１５番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第３項各号に該当するため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１６番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１７番については、水稻、野菜、果樹を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１６番、１７番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、議案第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る 2 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内で農業を営んでいます。今般、農家住宅の敷地拡張として申請されましたが、既に無断で使用してしまっていることから、始末書付きの申請となっております。関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号 1 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る２月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、農用地区域内の農地です。

申請者は、田畑転換を目的とした盛土をするため申請されたもので、令和５年５月３０日までの一時転用です。

許可後の事業計画は、つくばみらい市富士見ヶ丘１丁目地内の建設発生土を用いて盛土し、盛土完了後は野菜を作付する予定で、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号２番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案２号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第２号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号 農地法第４条の規定による許可については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第３号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、荃崎地区において調査を実施しておりますので、蛭原委員より調査結果の報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、令和４年１月１４日付つくば農委指令第３号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号１番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第３号の質疑に入ります。

質問、意見ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第３号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号１０番、１７番については、議事参与の制限案件に該当しますので、１０番、１７番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するもので、令和５年８月１８日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を簡易ネットで囲い、一部を鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、ユンボ３台、土留め部材を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号３番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置き、社会福祉事業を営む法人です。現在、申請地の隣接地でデイサービス事業を運営しておりますが、申請地を取得し、新たにショートステイ施設を建築するため申請するものです。資金については借入金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１番から３番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る２月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、実家住まいですが、家族も増え手狭になってきたことから、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関から融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を持ち、太陽光発電事業を営む法人です。電力の固定価格買取制度を利用すべく、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲った上、440Wパネルを800枚設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内に家族3人で暮らしておりますが、現在の住居を子に贈与することになったため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地の近隣に住んでおります。3人の子が独立し、それぞれ家庭を持っておりますが、立て続けに孫が生まれ、子育ての関係から、いずれも週一、二度訪問があり、駐車スペースに苦慮していたため、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上、3台分の駐車スペースを確保する予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置き、申請地の隣接地に事務所と資材置場を持つ、市内に本店を置く資源リサイクル業を営む法人です。資材置場として借り受けるため申請されたものですが、既に一部を資材置場や駐車場として利用していたため、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、既存の状態で利用する予定で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号12番については、農用地区域から除外した案件で、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置き、申請地の近隣に事務所を持つ、エネルギー事業等を営む法人です。毎年、会社全体で70名から100名程度の採用に加え、毎月会議、研修が開催されております。慢性的に駐車場が不足していることから、申請地を取得し、駐車場用

地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を盛土の上、碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い、既存の駐車場と一体利用しない形で49台分の駐車スペースを確保する予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置く倉庫業を営む法人です。今般、市内やその周辺で高まる倉庫需要に対応すべく、申請地を取得し、物流倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内の高さを均等にするため盛土等を行い、鉄骨造2階建て、物流倉庫2棟を建設する予定です。資金については自己資金で賄い、茨城県の埋立て等に関する事前協議をはじめとする関係法令との協議は了しております。

以上のことから、提出番号4番から9番、11番から13番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る2月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を持ち、申請地の隣接地でスポーツ施設を運営している法人です。今般、施設利用者の増加に伴い、申請地を取得し、駐車場用地として申請されましたが、既に無断で使用してしまっていることから、始末書つきの申請となっております。

許可後の利用方法は、敷地を植栽と鉄柵で囲い、碎石及び鉄板敷きとした上で、普通自動車22台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う計画です。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号14番から16番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定並びに第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る２月６日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号１８番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１９番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、県内で動物病院を営む法人です。今般、アパート経営による資産の安定を図る目的として、申請地を取得し、長屋住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１８番、１９番については、一般基準を満たしており、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号２０番、２１番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、いずれも第２種と判断いたしました。

申請者は、市内でブロックの製造販売業を営む法人です。近年、従業員用駐車場が不足していることから、申請地を取得し、賃借し、駐車場用地として申請するものです。なお、申請地の一部を資材置場として使用してしまっていることから、始末書を添付しております。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上で、駐車場１７台分のスペースを確保する予定で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号２２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、個人で電気設備業を営んでおりますが、来客が多く自宅敷地内の駐車スペースが手狭なために、自宅に隣接する申請地を取得し、駐車場５台分のスペースを確保する予定です。

許可後の利用方法は、敷地内を全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車５台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号２０番から２２番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定、第２種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え、娘夫婦と同居するため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２５番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人で、今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅１棟を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２６番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建て売り住宅１棟を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２７番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚に伴い手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２８番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の通学利便のため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２９番については、敷地前面の出入りに係る側溝の使用について、協議が整わないため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号２９番については継続審議。提出番号２３番から２８番については、一般基準を満たしており、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

提出番号２９番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号２９番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、提出番号２９番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２９番については、本橋委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号、提出番号２９番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番から９番、１１番から１６番、１８番から２８番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて提出番号１番から９番、１１番から１６番、１８番から２８番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から９番、１１番から１６番、１８番から２８番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 農地法第５条の規定によ

る権利の設定、移転の許可についての提出番号１番から９番、１１番から１６番、１８番から２８番については、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号１０番、１７番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、雨貝委員の退席を求めます。

(雨貝洋子委員 退席)

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号１０番、１７番について、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る２月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１０番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、実家住まいですが、独立し、生活基盤を安定させるため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１０番については、一般基準に適合の上、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１７番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、生活の安定を考え、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１７番については、一般基準に適合の上、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号１０番、１７番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号１０番、１７番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１０番、１７番について、担当委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１０番、１７番について、許可することに決定いたします。

雨貝委員の復席を求めます。

（雨貝洋子委員 復席）

議 長（飯野 和男）

なお、提出番号１３番につきましては、３０アールを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第５号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第５号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る２月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、２０年以上前より道路として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号２番については、平成９年頃より資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号３番については、昭和５０年以前から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号４番については、５０年以上前から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号１番から４番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る２月６日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号５番については、平成１４年以前より防火水槽用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号５番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号６番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号６番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号７番については、平成１２年頃より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号８番については、平成１２年頃より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号７番、８番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第５号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて議案第５号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第５号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第６号 農地改良協議に対する同意について

議長（飯野 和男）

次に、議案第６号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第 6 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を行っておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る 2 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、耕作の利便性向上を図るため、田畑転換をするものです。

つくば市流星台地内の自己所有の畑からの建設発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、畑として野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 1 番については同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 6 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見とともないようですので、これにて議案第 6 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 6 号について、本橋委員報告のとおり同意することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 6 号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画

の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 24 ページになります。

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 5 年 1 月 20 日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号 1 番、豊里地区で 1 年 9 か月間の貸借権を設定するものです。

以降、提出番号 26 番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区 7 件、谷田部地区 2 件、桜地区 17 件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に適合していると思われませんが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号 1 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これを除いて審議いたします。

提出番号 2 番から 15 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

どうですか、質問、意見等はございますか、いいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて提出番号 2 番から 15 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 2 番から 15 番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号、提出番号 2 番から 15 番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号 1 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、柳下委員の退席を求めます。

（柳下浩一朗委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号１番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号１番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第７号、提出番号１番について、原案のとおり決定いたします。

柳下委員の復席を求めます。

（柳下浩一朗委員 復席）

議案第８号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第８号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書２９ページになります。

議案第８号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和５年１月２０日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号１番、豊里地区で１０年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号１６番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区１１件、筑波地区４件、桜地区１件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号に適合して

いると思われませんが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号7番から10番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号1番から6番、11番から16番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて提出番号1番から6番、11番から16番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から6番、11番から16番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号、提出番号1番から6番、11番から16番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号7番から10番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号7番から10番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて提出番号7番から10番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号7番から10番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号、提出番号7番から10番について、原案のとおり決定いたします。

染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席）

議案第9号 非農地の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書33ページになります。

議案第9号 非農地の決定について、御説明をいたします。

農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地としてB分類となっている土地の所有者の方に、登記地目変更承諾書を事務局から発送しました。承諾を頂いた土地1筆、計338㎡を、農地法第2条第1項の農地には該当しないと決定するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とともないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号 非農地の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第 10 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 10 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 34 ページになります。

議案第 10 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 5 年 1 月 20 日付で農業振興地域整備計画の変更について意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号 1 番、豊里地区において自己用住宅敷地として申請されたものです。

以降、提出番号 29 番までのとおりとなり、豊里地区 8 件、谷田部地区 6 件、大穂地区 4 件、筑波地区 5 件、桜地区 6 件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。地区ごとに調査を行っておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。

最初に、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る 1 月 26 日に行った農業振興地域整備促進協議会豊里地区の現地調査、並びに 2 月 7 日の審議結果について、報告をいたします。

整理番号 1 番から 8 番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断いたしました。

以上のことから、整理番号 1 番から 8 番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る１月２６日に行った農業振興地域整備促進協議会谷田部地区の現地調査、並びに２月６日の審議結果について、報告いたします。

整理番号９番から１４番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る１月２５日に行った農業振興地域整備促進協議会大穂地区の現地調査、並びに２月６日の審議結果について、報告いたします。

整理番号１５番から１８番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る１月２５日に行った農業振興地域整備促進協議会筑波地区の現地調査、並びに２月７日の審議結果について、報告いたします。

整理番号１９番、２０番、２２番、２３番については、除外することにより農地の集団化等への影響はないものと判断いたしました。

整理番号２１番については、申請地での具体的な事業計画が提示されていないため、審議できない状態となっています。

以上のことから、整理番号２１番については、具体的な事業計画を提示するよう意見を付して回答することとし、整理番号１９番、２０番、２２番、２３番については農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る１月２７日に行った農業振興地域整備促進協議会桜地区の現地調査、並びに２月８日の審議結果について、報告いたします。

整理番号２４番から２９番については、除外することにより農地の集団化等への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１０号の説明及び報告が終わりました。

提出番号２１番については、つくば農業振興地域整備計画の変更について、申請地での具体的な事業計画が提示されていないため審議できない状況との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号２１番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号２１番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２１番については、遠藤委員報告のとおり、「申請地での具体的な事業計画を提示すること」との意見を付して答申することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１０号、提出番号２１番は、つくば農業振興地域整備計画の変更について「申請地での具体的な事業計画を提示すること」との意見を付して答申することに決定いたします。

続きまして、提出番号１番から２０番、２２番から２９番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、提出番号１番から２０番、２２番から２９番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から２０番、２２番から２９番については、つくば農業振興地域整備計画の変更について適当と認めることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１０号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての提出番号１番から２０番、２２番から２９番は、変更について適当と認め、答申することに決定いたします。

議案第１１号 市民農園区域の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第１１号 市民農園区域の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書３６ページになります。
議案第１１号 市民農園区域の決定について、御説明いたします。
豊里地区において、新たに市民農園区域の決定を求められたものです。
以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、豊里地区において調査を実施しておりますので、野堀委員より調査結果の報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

去る２月６日に行った市民農園整備促進法第４条第１項等に基づき申請された市民農園区域の決定について、現地調査並びに審議結果の報告をいたします。

申請区域は、つくばエクスプレス研究学園駅から北西へ約３ｋｍに位置し、農地、宅地、雑種地を含んだ計７筆で３，５４８．４５㎡です。

今般、市民農園としての需要が見込まれることから、市長より市民農園区域の決定を求められたものです。

また、既に市民農園区域指定のための県との事前調整は整っております。

以上のことから、市民農園整備促進法第４条第１項の各号に該当するため、原案のとおり決定しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 11 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

どうですか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにないので、これにて議案第 11 号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第 11 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 11 号 市民農園区域の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第 12 号 つくば市農業委員会委員の辞任に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 12 号 つくば市農業委員会委員の辞任に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書 37 ページになります。

農業委員会委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律の中に規定されており、正当な理由があるときは、市長及び農業委員会の同意を得て辞任することができることになっております。

このたび、鮎川委員から辞任届が提出され、令和 5 年 2 月 6 日に受理をしたので、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、鮎川委員に対する辞任の同意を求めるものでございます。

なお、辞任の理由につきましては、自身の健康上の理由により職務を遂行することが困難であるとのことから、辞任するというものでございます。

説明は以上となります。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第１２号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１２号について、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１２号 つくば市農業委員会委員の辞任に対する同意については、同意することに決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第３、報告第１号から９号についてですが、内容は議案書３８ページから６６ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告１号から報告第９号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、報告案件は終了いたします。

以上で、審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他

議長（飯野 和男）

その他の報告ですが、大井地内で実施する農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の坂入委員長より報告をお願いいたします。

坂入 誠委員

遊休農地対策専門委員会より報告をいたします。

１月１６日に専門委員会を開催し、次年度の農地再生チャレンジ事業の候補地等について協議をいたしました。

具体的な実施場所は、荃崎地区大井字香取７６７番地及び７６８番、面積は５２４アールで、地権者は２名でございます。

今後の農地再生及びジャガイモの栽培管理計画につきましては、本総会終了後に遊休農地対策専門委員会で協議いたしまして、詳細がまとまり次第、通知及び電話連絡において

御報告をいたします。

なお、新型コロナウイルスの状況を考慮しながら、感染対策を講じるとともに、参加人数を調整して収穫祭も実施していく予定でございます。

遊休農地対策専門委員会の報告は以上のとおりです。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

これをもちまして、令和5年第2回総会を閉会いたします。

【午後2時55分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員